

鳥見靈時趾考證

304

235

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



304  
235

鳥見山靈時趾磐座考證

聖蹟史蹟南生駒村

保存顯彰會



緒言

皇紀二千六百年を明年に控へまして、神武天皇御聖蹟鳥見の靈時の地域決定と顯彰方針の具体化に就き、必願成就の信念に燃えて日夜寢食を忘れ熱誠を傾け只管目的の貫徹に邁進努力せられつゝあるは、實に縣下生駒郡南生駒村有志の方々であります。

外では未だ日支事變の戦塵も收つて居りませぬし、内に國民精神の振興を頻りに叫ばれて居る折柄、かゝる重要史蹟が確定致して居らぬと云ふ事は誠に憂ふべき事態と存せらるるのであります。當今諸説紛々として御聖蹟の候補地が五箇所も六個所も現はれるに至り、あまりに畏れ多く嘆かほしい話ではございませぬか。しかし、遅延ながら昨年來、南生駒村の植野助役、北村訓導を中心とする同村有志諸氏の、實地踏査に資料蒐集に斯界權威の招聘に、殆んど寧日なき献身的奔走と白熱的精進が遂に實を結びました。茲に完璧の精査を見ました事は、我々にござりましても欣快の情自ら禁じ得ないものがございます。

先づ遺構簞座の嚴存、記紀をはじめ諸々の文獻の之との關聯と照合、附近の地より發掘されたる夥多の出土品、言語學的見地よりの考察、地勢上よりの推斷、その資料悉く、南生駒をして益々有望視せしむる因由たらざるは無く、材料の豐饒と條件の具備と相俟つて、最早今日では一點疑問の餘地を残さないのであります。

本年度帝國議會貴族院請願委員第三分科會に於きまして、男爵井上清純氏が、「鳥見ノ靈時趾顯彰ノ件」に關し、滔々として明快適切な論旨を開陳せられ、政府委員松尾宗教局長をして長時間に亘り之を傾聽せしめられたる事は議事録に依つても明らかであり



ますが、論陣堂々、主旨透徹、井上男の斯學への關心と理解の深さを偲ばすに足る名質問でありましたが、こゝでも言外に南生駒有力説を主張せられて居る事は十分に看取せられるのであります。これと略々時を同じうして衆議院に於きましては、本縣選出代議士福井甚三氏の該問題に對する之亦周到綿密なる説明あり、この方は即日採擇を見て居る次第であります。

尙、法相宗の耆宿法隆寺貫首佐伯定胤貌下は日本書紀卷三神武紀の一節、「乃立靈時於鳥見山中、其地號曰上小野榛原下小野榛原」「長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇軍之得瑞也、時人仍號瑞邑、今云鳥見是訛也」より推して見るも、御聖蹟は生駒南麓たるや疑ひを容れずと斷定せられて居りまするし、頃日、斯界の重鎮喜田貞吉博士來寧の砌、三笠山麓某料亭に於ける歡迎會の席上、「各候補地の見込を比率的數字に現はすならば、南生駒が五分、櫻井二分五厘、榛原が二分、吉野郡小川郷が五厘、他は全然問題にならぬ」と明言されました。正に一語千鈞の重みあり、當顯彰會にとりましては洵に百萬の味方を得たる心地であります。

今後とも、大方有識具眼の士の御支援御協力を仰ぎ度く、併而、この請願運動にトドメをさす政府御當局の御聖蹟調査完了と顯彰保存方法確立の曉の、寸時も速かに到來せん事を切望致す次第でございます。

昭和十四年三月二十三日

王寺町

保井芳太郎

## 鳥見靈時趾考證

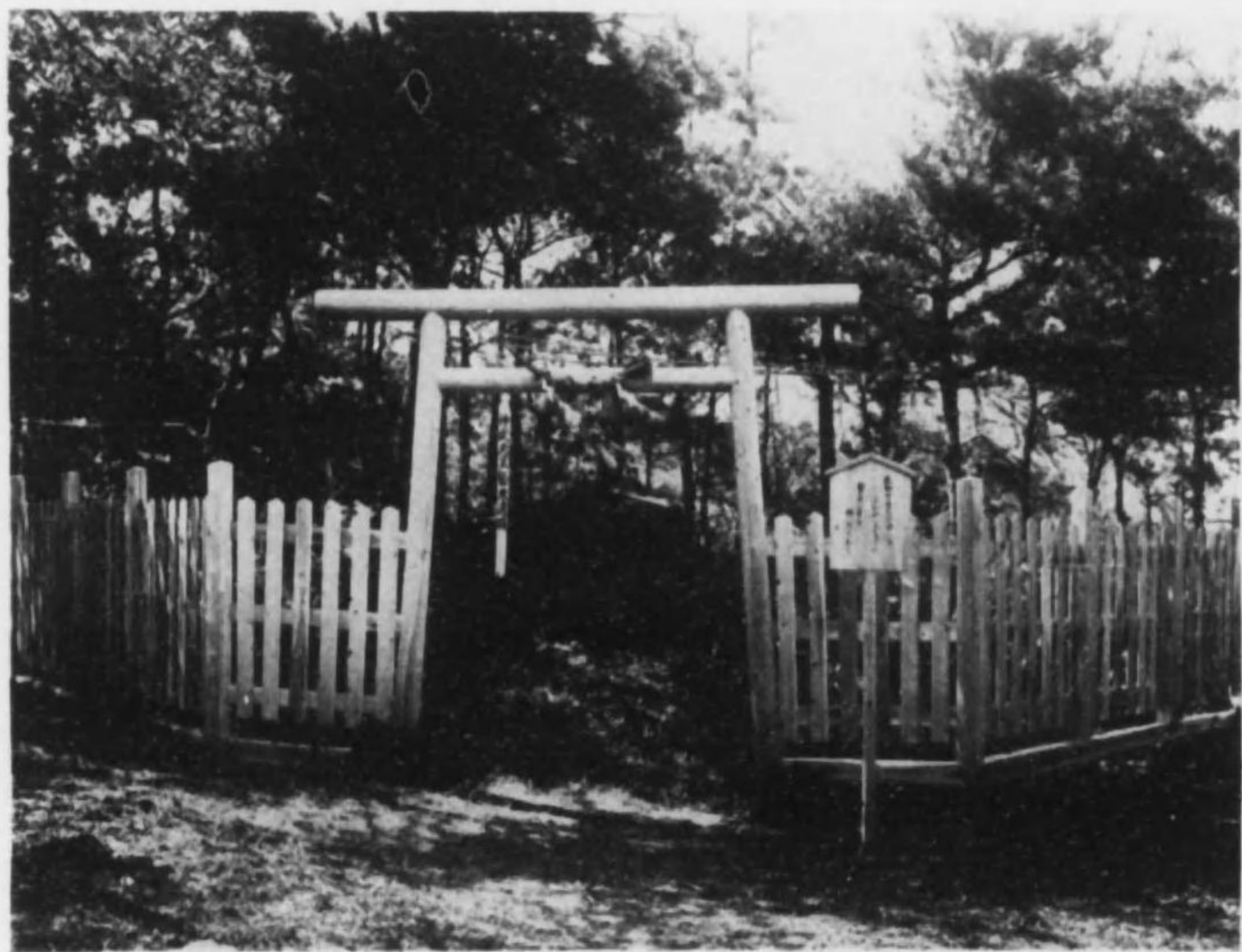
### 目次

一、傳稱地の現地説明……………	一
二、靈時趾なりと思はる、諸點……………	二
神武天皇御東征の御目的より見て……………	二
書紀に表はれた「鳥見山中」の眞意より見て……………	八
萩原村の現存より見て……………	一四
靈時趾磐座を今に拜すること……………	一六
古文書、古記録傳説より見て……………	一八
當地方出土品の示す古代文化より見て……………	二一
三里に亘る「シシ垣」の存在……………	二三
三、聖蹟顯彰の念願……………	二三

鳥兒靈明吐殺在塵

清隆其王定風謹書

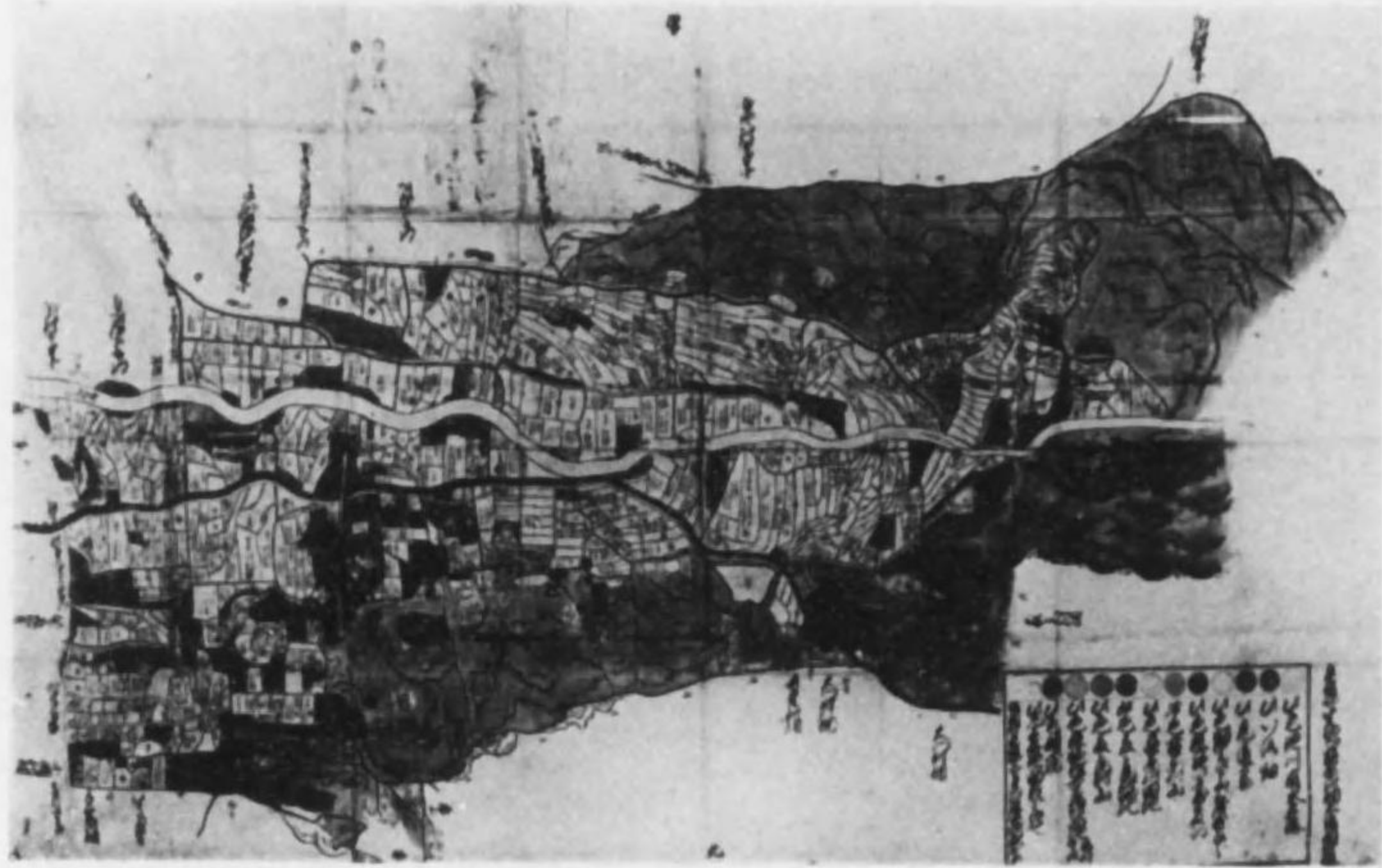




鳥見靈時跡磐座

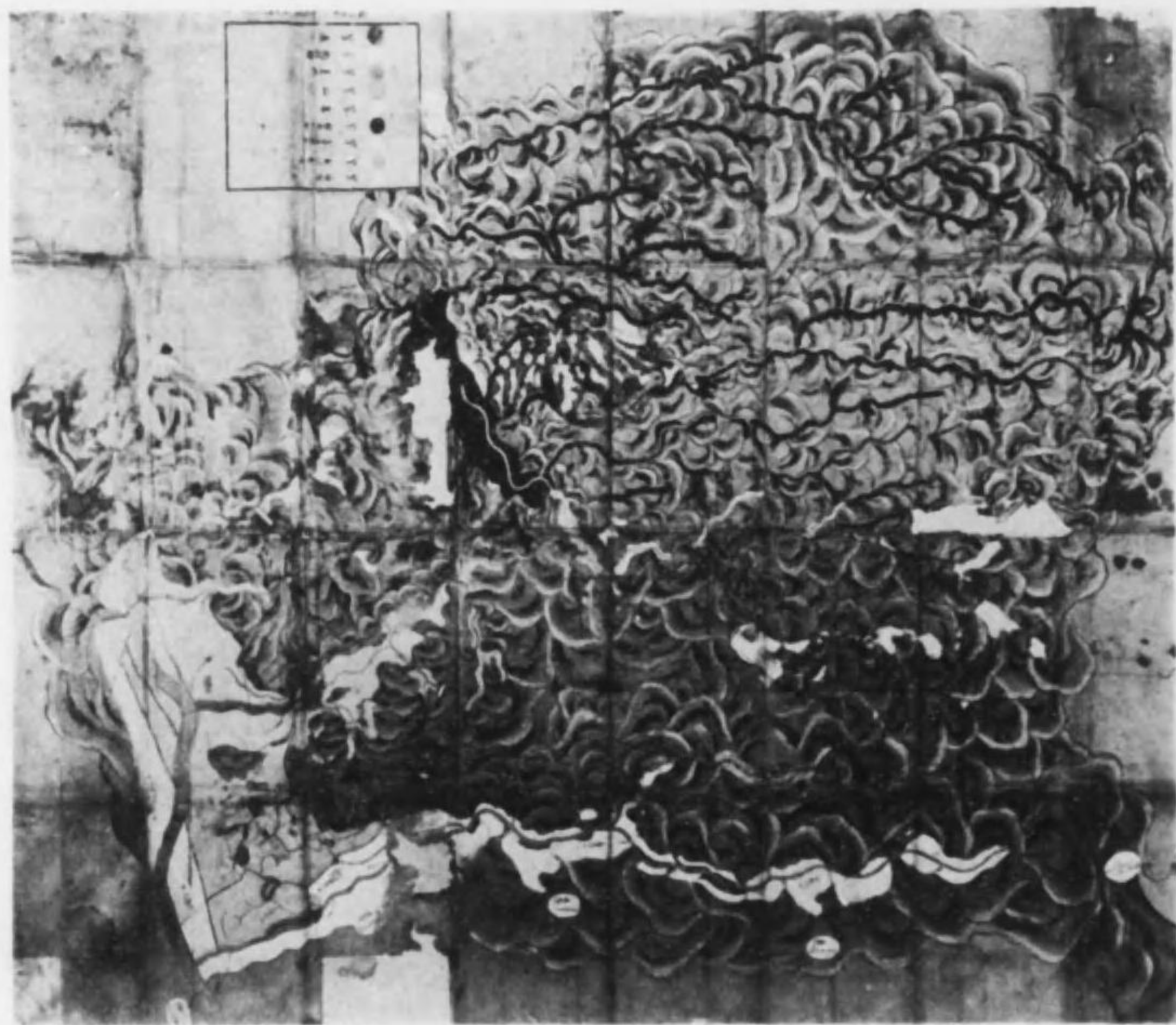


古代神事古記錄



圖地古原萩ノ政寛





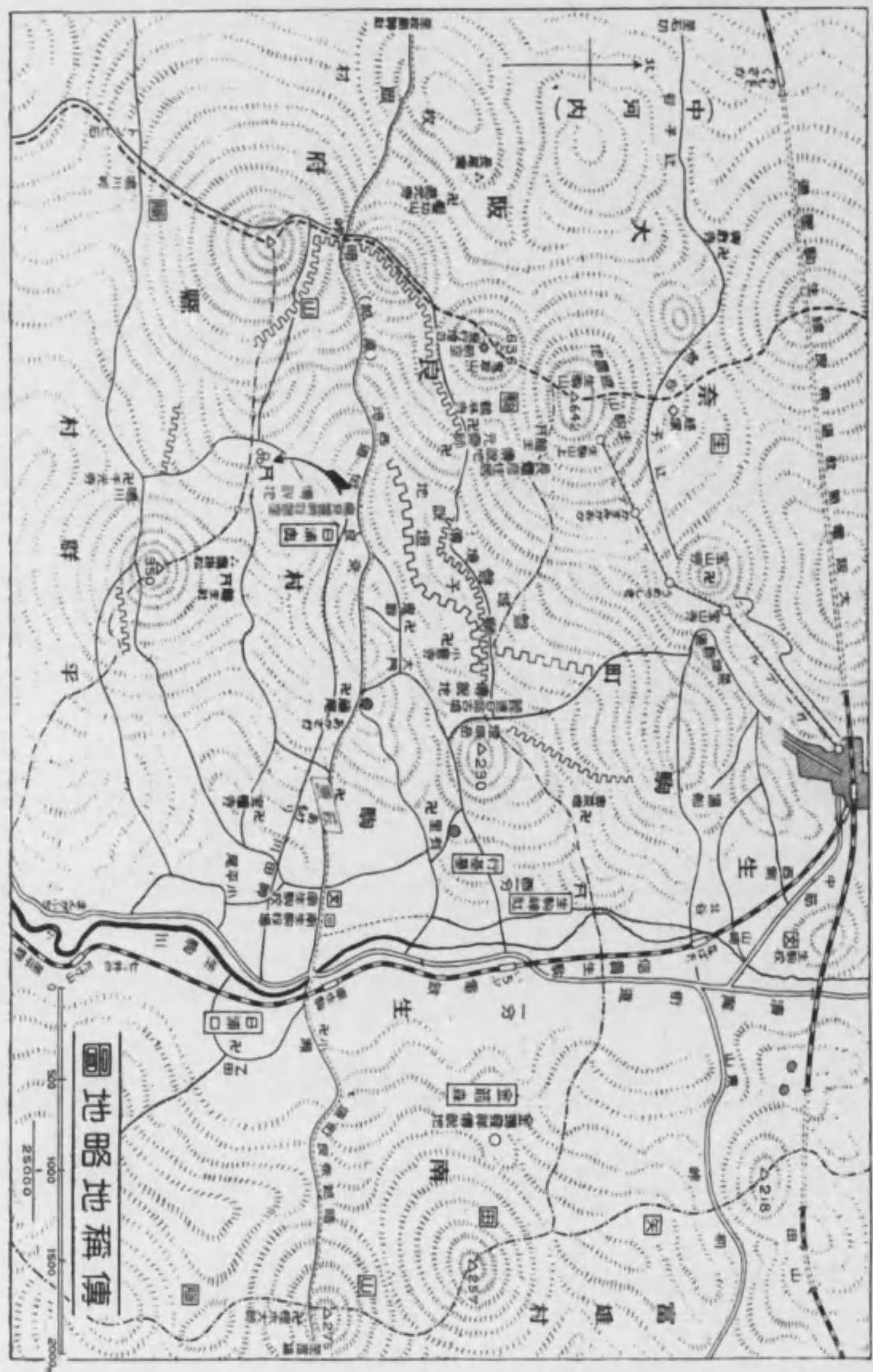
小 平 尾 村 古 圖

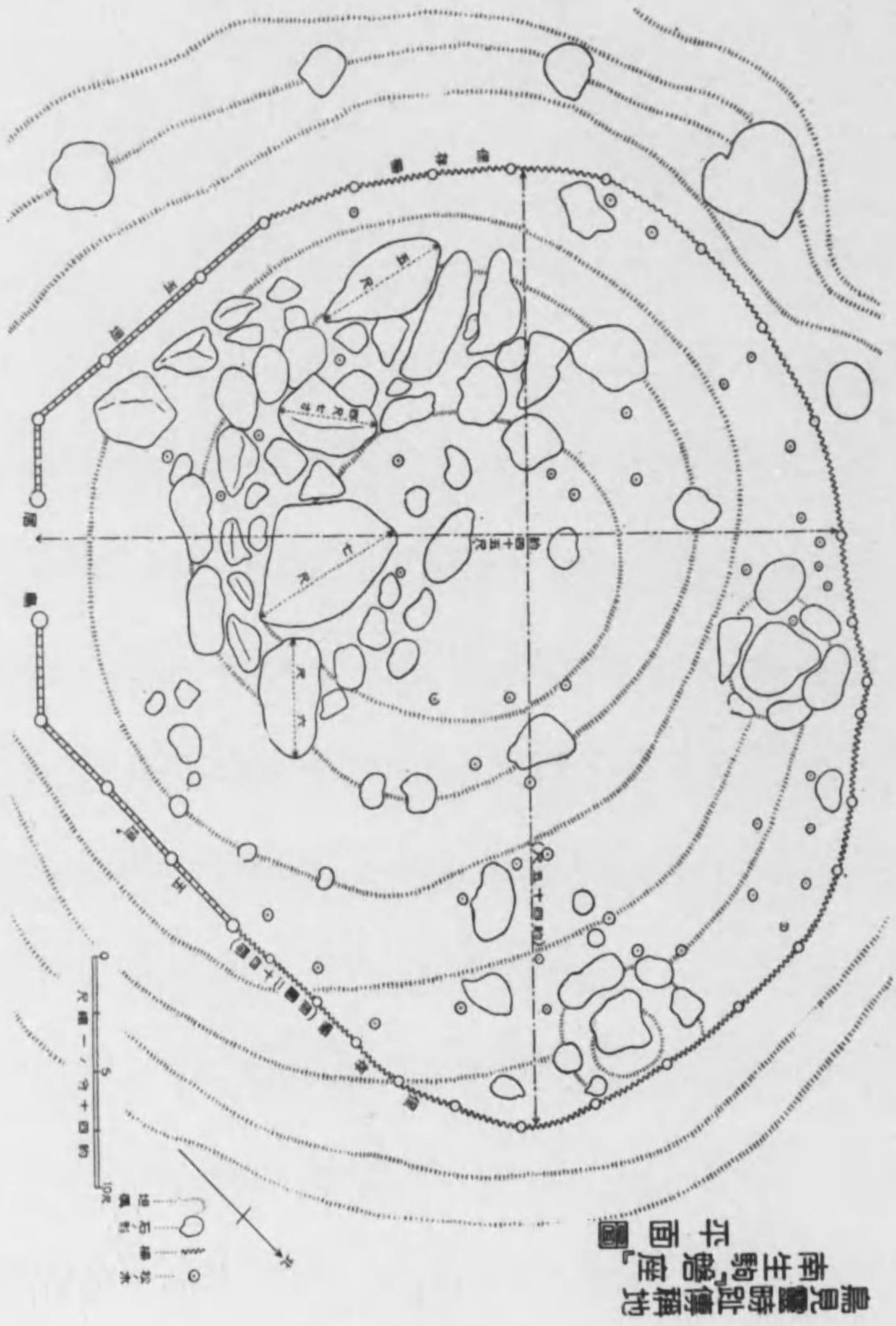


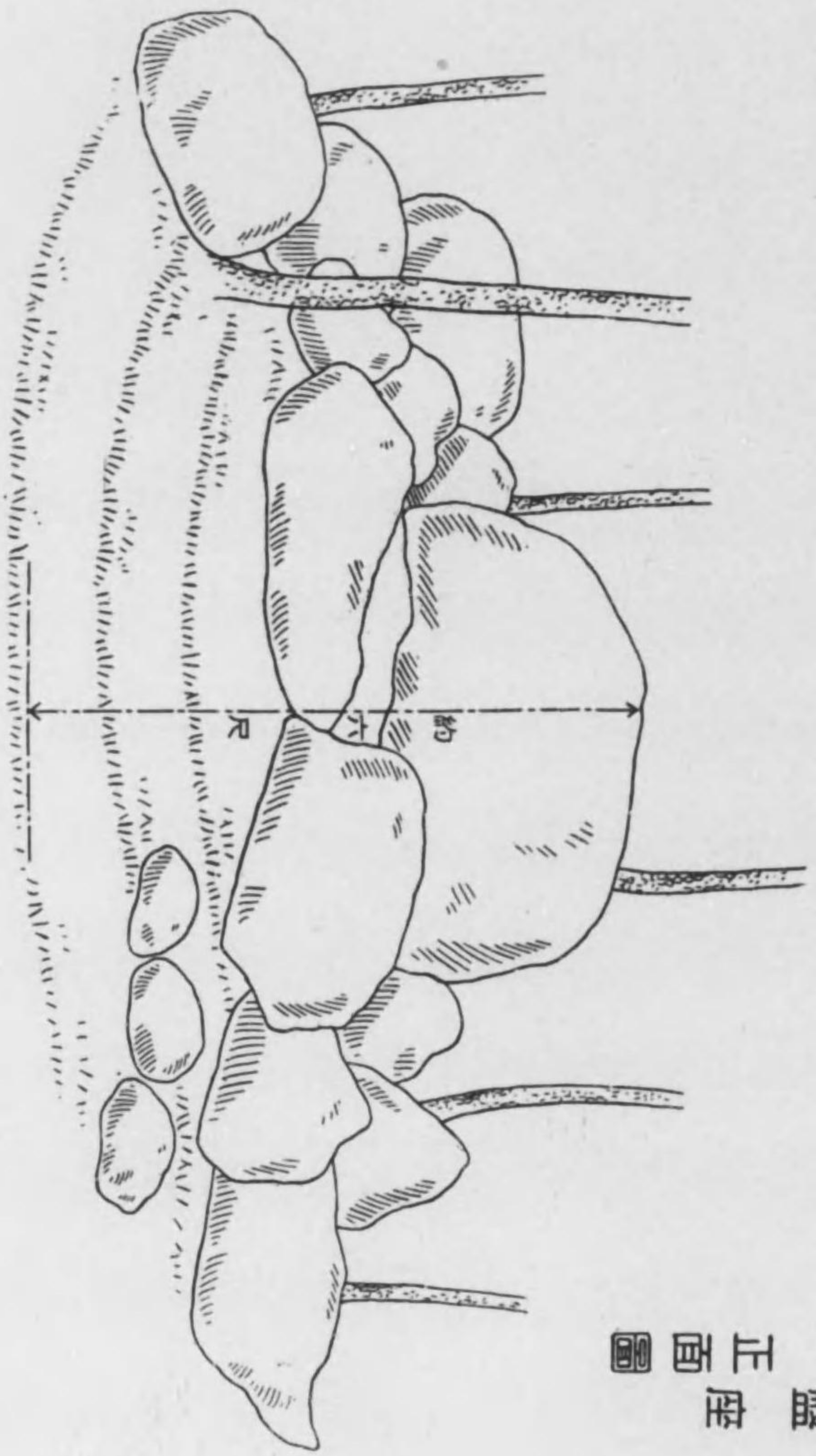
望 遠 山 見 鳥



物遺土出村駒生南

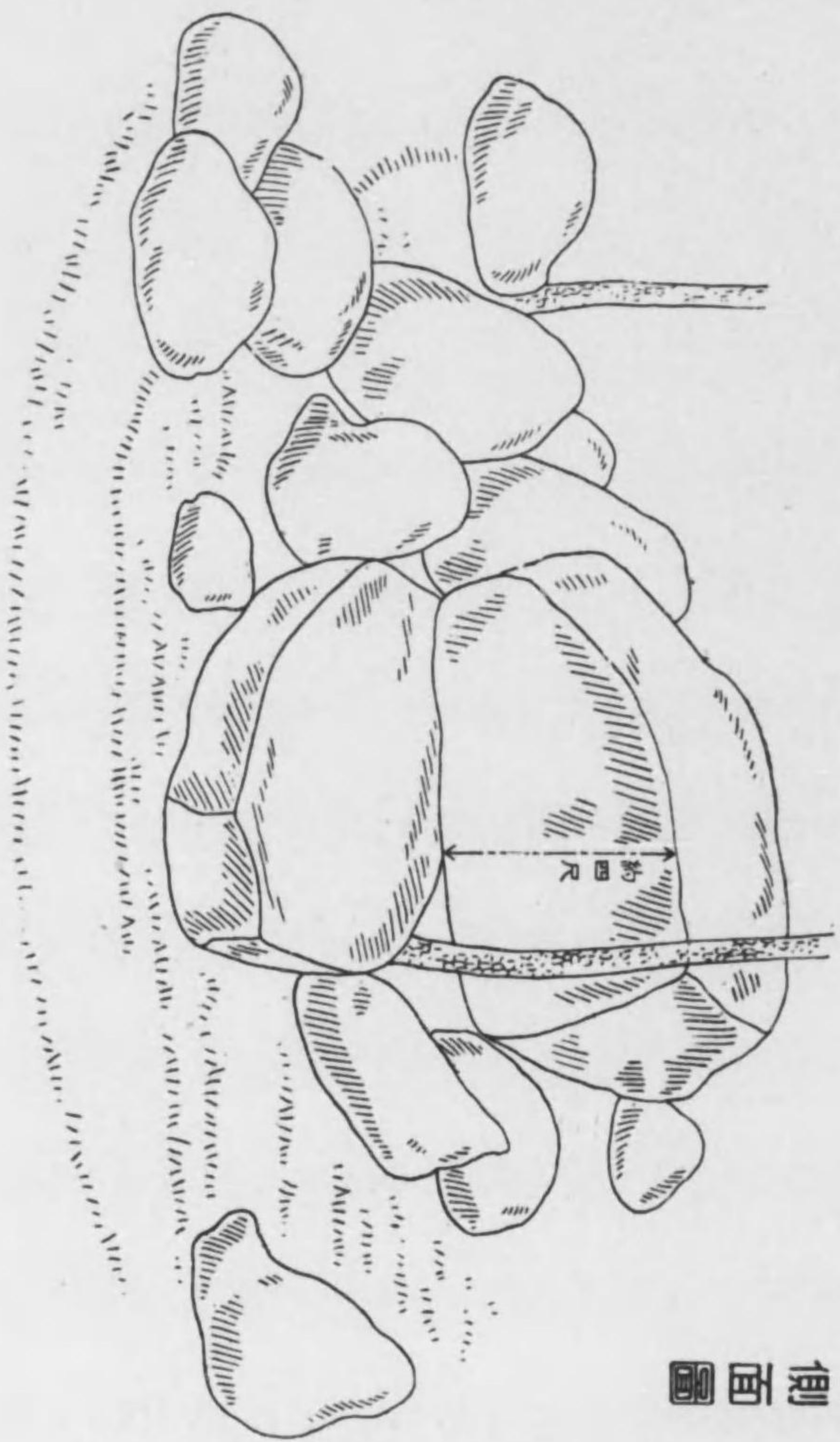






盤座  
正面圖

(+)

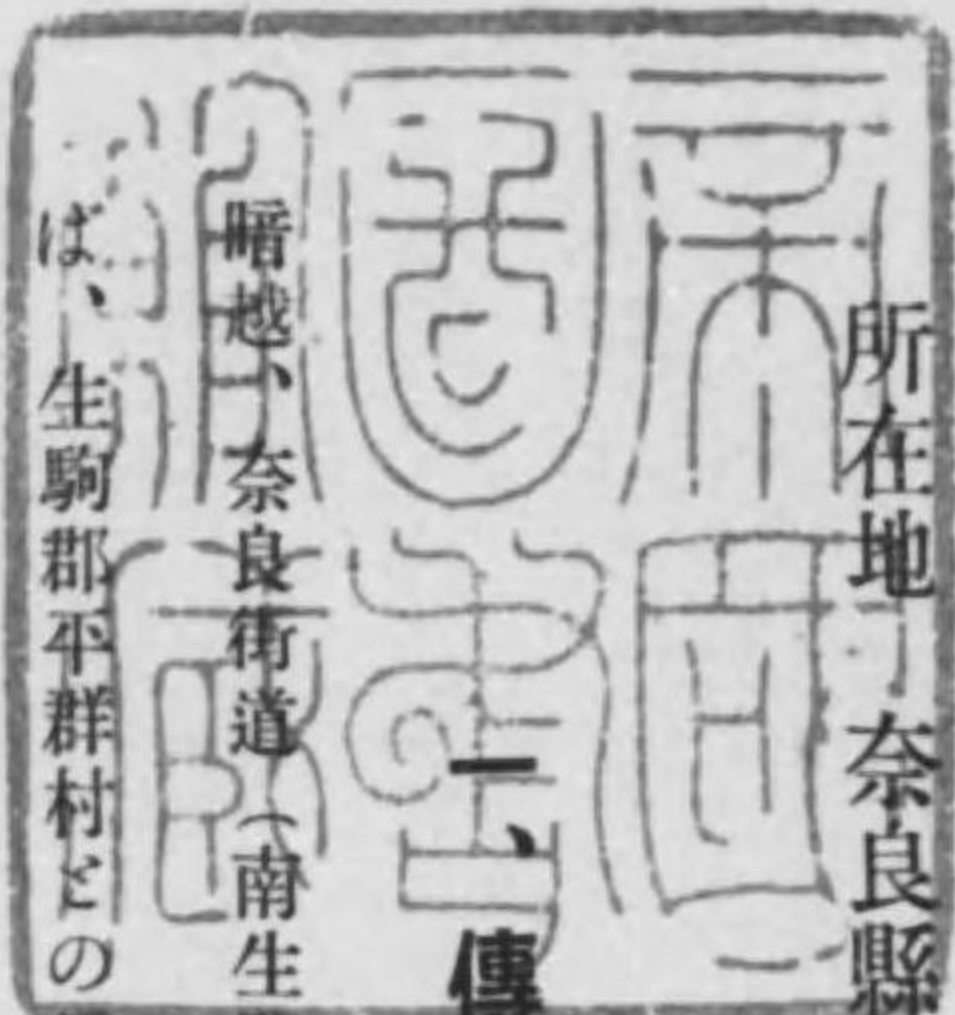


右側面圖

(十一)

神武天皇聖蹟  
鳥見靈時趾傳説地

所在地 奈良縣生駒郡南生駒村大字小平尾日浦奥一一四四（山林）



傳稱地の現地説明

暗越、奈良街道（南生駒領内）萩原より小溪神田川を涉り、南西に向ひて寶幢寺を過ぎ山道を進めば、生駒郡平群村との境界近く、標高約四〇〇米の高地、大和平野を一望に眺め得る景勝の地に達す。この附近は山背を削平したるが如き壇構をなし、その中心に鳥見靈時趾と傳へらる、磐座あり規模宏壯、且原始的に構築され、自ら頭の下る思ひする靈域なり。この地一帯は松樹生ひ茂り、林中より仰げば生駒の靈峰近く北に聳へ、俯せば脚下に草香直越の古道あり、土地は長髓彦の據りし



鳥見の郷、現地は萩原の古地にして、古より、天照大神を祀れる史實や、神武天皇に關する幾多の傳説を附近に残し居る事を懐ひ、何人とも雖も、神武天皇の御偉業とその御聖徳を偲び奉り、建國の往昔を追懷するの情と、鳥見靈時趾傳説地として崇敬の至情を禁せざるの地なり。

## 二、靈時趾なりと思はるゝ諸點

### △神武天皇御東征の目的より見て

先づ天皇の御東征の御事に就いてであるが、その目的は古事記、日本書紀（卷三）の勅に左の御言葉を拜するのである。即ち

### ○古事記

神倭伊波禮毗古命、其の伊呂兄五瀬命二柱高千穗宮に坐して議りたまはく「何れの地に坐さばか天下の政をば、平けく聞看にむ。猶、東のかたにこそ行でまさめ」と思ひて即ち日向より發して筑紫に幸行ましき。

### ○日本書紀 卷第三（神倭磐余彦天皇）慶長版

昔我天神、高皇產靈尊、大日靈尊、舉此豊葦原瑞穗國、而授我天祖彦火瓊瓊杵尊。於是火瓊瓊杵尊、關天關、披雲路、駟山蹕以戻止。是時運屬鴻荒、時鍾草昧。故蒙以養正、治此西偏。皇祖皇考、乃神之聖、積慶重暉、多歷年所、自天祖降跡、以逮、于今一百七十九萬二千四百七十餘歲。而遼邈之地、猶未霑於王澤、遂使邑有君村有長、各自分彊用相凌轢。抑又聞於塩土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者。余謂、彼地必當足以恢弘天業、光宅天下、蓋六合之中心乎。厥飛降者、謂是饒速日歟、何不就而都之乎。

古事記に據りては、神武天皇が國を念ひ、民を慈しみ給ふ大御心のかたじけなさを拜察するを得。

書紀に據りては、その御東征の御目的を明らかに知る事が出来るのである。

上古、倭地方には諸豪族ありて、饒速日命を奉じて、相争ひを事とし、醒風吹き荒びて國は正に累卵の危機をはらんでゐた時、神武天皇日向高千穂に居ましてこの有様をみそなはし、御發祥の聖地に遷り、此處に國家永遠の基礎を築き、まつろはぬものごもを平定して、國家を泰山の安きに置かんと思召され、途中民族の何たるを問はず、大八洲に生をうけしものは、皆天皇の赤子との御恵みを垂れ給ひ、反抗するものには順逆の理を説きて歸順を促され、悔を改めざるもの即ち御幸を阻止するものは滅して將來の禍根を絶たせ給うたのである。私達は神武天皇の御偉業と御聖徳を偲び奉り唯、敬虔なる國民的感激と欽仰との至情を以てその恩澤の無邊を感ずるのである。

(4)

#### △御東征の御目的と生駒郡地方

右古事記により、神武天皇の御東征の御目的が、天祖天照大神の御神勅の御精神を恢弘され、九州一部に限らず廣く日本全土に及ばさうと思召されたもので、その中心地は饒速日命の據りませる倭地方にあつた事が明らかである。この事は又、史實に徴するも明らかで、途中にありし人々は心から天皇の御巡幸を歓迎してゐたのだから、その土地に（埃宮、高島宮等）永く都を奠めさせ給ふ筈なるに、倭に御巡幸遊ばされしは、以上の御目的と拜察致す譯である。然らば饒速日命の據りませる倭地方とは、何處なりしかを考ふるに 神武天皇紀 即位三十一年の條に天磐船に乗りて大虚を翔りまして、この郷に降りまして「虚空見日本國」とあり、饒速日命の降り給ひしところは、哮峯とあり、哮峯については、河内の國にありとされ、それより命は、鳥見の白庭に移られ、長髓彦の奉ずる所となつて、その妹 三炊屋媛を娶りて、可美真手命を生み給うたのである。この降りませし土地、居ませし土地は當南生駒村附近の地方と思はるゝのである。附近神社に就いて見るに、延喜式内社 石切劔箭神社（生駒山西麓にあり、祭神天照國照彦、大櫛玉、饒速日命、宇麻志真治命となつてゐる。）富雄村（隣村）にある縣社登彌神社も祭神を 饒速日命としてゐる。尙當村にある縣社生馬神社も祭神、伊古麻都比古神、伊古麻都比賣神を祀るとされ

(5)

てゐるも天文年間同社古文書に據れば「生麻彦神社は、饒速日命也」の文書見え後方には饒速日命の傳説をもつ燈明岳（東明岳）ありて頂上附近より石鏃破片、彌生式土器、祝部土器等出土し、昭和十三年七月踏査の際「和銅開珍」の古錢一枚を發見す。

想ふに、神武紀の章により降りませる地方は、大空高く聳ゆる生駒の連峯を御覽になつての刹那の御言葉にて、この地方を中心に四隣の土地をしろしめされしものと推察する事が出来る。依つてこの地方は書紀、神武紀に見る「東の美地」に相當する事を考へ、神武天皇御東征の目的地方なりし事明らかで、天皇の御創業は、その出發に於て既に皇祖の御神勅を御回想し給ひしものと考へらる。

戊午の年（御寶算四十九歳）春二月吉備の高島宮を御出發あらせられ、一路倭へと、皇師内海に軍船を連ね、東へ／＼と御進航、翌三月、浪速の碕を廻り、連峯草香山を眺め給うた時、航海の御苦も忘れ給ひて「美しき耶麻止」を連呼され給うた事と拜される。天皇の御軍は、青雲の白肩津に御上陸、それより南して進まれしも、人並びて行く事を得ざる天嶮、龍田越の不利を御中止

又北して、孔舎衙坂に進み給うたのである。然るに當時、生駒山東麓地方に據る長髓彦なるものありて書紀に見る通り、それ、天神の來ります所以は、必ず將に我國を奪はん爲めなる可しと考へ、諸豪族を率ひて皇軍の前進を恐れ多くも阻止せるは世人のよく知る處である。

#### △日下の直越（生駒の直越）位置推考

河内志に「孔舎衙坂、即ち是れ、草香嶺、生駒山内に在り、今暗峠嶺と云ふ、山路日下里あり、中河内郡に屬す、日本紀の所謂、孔舎衙坂、所謂直越即ち是なり」雄略紀によつて見るも「日下直越道も亦、大字濱宮より東方饒速日山を経て」とあり、又春日神社の嘉禎二年の古文書にも上古河内國より大和に赴くには、南に龍田越、北に鳥見路磐船越、生駒直越の名あるより見るも、當地方は古代人にとりて、重要な道路にして、三路の中、最短の道なれば、直越の名唱へられしものと思ふと共に、實に古代文化地帯を形造つて居つたものと推察せらる。實際について踏査するに、日下直越の舊道、今に残り暗峠、西畑、鬼取、小倉寺を経て生馬神社横に出で一分別院

を通り富雄山角に出づるの道である事がうなづかれる。

△書紀に表れた「鳥見山中」の眞意より見て

鳥見靈時考

「鳥見靈時」に就ては、記、紀等の古典正史を根本として研究考證する事の最も肝要なことは、今更論を俟たない處である。

(8)

△日本書紀によれば

四年春二月壬戌朔、甲申、(二十三日)詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海内無事、可以郊祀天神、用中大孝者也、乃立靈時於鳥見山中、其地號、曰上小野榛原、下小野榛原、用祭皇祖天神焉。

△鳥見(書紀に見る)とは何處か

長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇軍之得鷄瑞也、時人仍號、號鷄邑、今云鳥見、是訛也(日本書紀)

大和に地名兩地あり、一は生駒郡富小川の上流地方一は磯城郡櫻井町の東方にある。生駒郡の鳥見は即ち古の鳥見郷にして、神武天皇御東征して、河内より生駒山を越えて大和に入らんとし給ふや、長髓彦は饒速日命を奉じて之に抗した。長髓彦は一に登美彦と稱した。鳥見の會長の義であらう。後に天皇再び之を討ち給ふや金鷄の靈ありて、皇軍大いに振ひ遂に大勝遊ばされ、依つてこの地を鷄邑と號せられ「とみ」と訛れるものである。今一つの鳥見なる磯城郡櫻井東方の地を長髓彦の居地と考へるのは、地理的にも相當らずである。磯城郡の鳥見は櫻井より初瀬に至る中間にありて、今外山と稱する地は日本紀に「天武天皇八年泊瀬より宮に還り給ふの日、群卿の儲の細馬を迹見驛家の道路に見て皆馳走せしむ」とある地であらう。又一説宇陀郡萩原をもつてこ

(9)

れに擬し、靈時ありと考へるものあるも、地理は相當らず（文學博士 喜田貞吉氏）

長髓彦の據る所の鳥見は添下郡にありて式上郡に非ず（文學博士 星野恒氏）

長髓彦の據る所の「トミ」は書紀に「鳥見」に作り古事記に登美と作る。一は字音にとり一は訓音にとる。文字異なりと雖も稱呼は則ち一なり。（文學博士 星野恒氏）

推考するに「太古に於ける鳥見とは何うしても生駒郡の西北部地方に間違ひない事は明らかである」と喜田博士の申さる、如く長髓彦の據れる地方を稱するものである。

當時、磯城邑には八十梟帥（兄磯城弟磯城、兄倉下弟倉下等）あり兄磯城の攻めらる、や、長髓彦のこれを援けたとは、聞かざる所にして又、菟田邑には兄猪弟猪ありて、この地方に兩豪族を相容れざるは明らかで、長髓彦をして同地に據らしめたとは、何うしても信せられず、又餘地の存せざる處である。

神武天皇は菟田、磯城の群賊を討平し給うて、磐余、忍坂等の地を定め、然る後に長髓彦を攻め給へるものにして、長髓彦の大和西北部に居りし事は明らかなる事である。又、この地たるや、饒

速日命の居りませし地なる事も史實に徴し認め得らる、ものである。

即ち鳥見は金鷄發祥の文意をうけて（金鷄發祥の地は、生駒郡なる事、異論のない處である。）

「乃ち靈時を鳥見の山中に立つ」と書紀に記されて居る點は特に注意す可き點であつて、

後世何かの理由で稱へられた鳥見山を古代にかへし靈時陞ありと考へるは誤では無からうか、上古の鳥見は何うしても、廣範圍に渉る生駒郡の西北地方に求めねばならぬと考へらる。即ち次ぎのやうな古文書を調べて見ても察知し得らる。

迹見池（日本書紀垂仁紀）登美箭田二郷百姓感恩義（續日本紀元明紀）

登美白庭邑——（先代舊事本紀）上鳥見路（春日若宮嘉禎年間の文書）平群郡鳥貝（見の誤ならん）  
鳥見白庭山

郷（和名抄）、靈山寺文書、東大寺文書、三箇院家抄、大乘院寺社雜事記、貞和、應永反錢帳等書紀編纂當時、磯城磐余の鳥見、菟田邑の鳥見、或は其の他の鳥見の地と混同さる、懸念あると

するならば、註譯を加へて明らかに示さる、事と信する。この註譯なきは上古の鳥見なる事明瞭であつた爲と思はる。二千六百年前の激戦地と信しながら上古に於てその鳥見の地名なきは、後世何かの理由で名付けられたもので、その地を古代にかへすは誤りも亦甚だしいこと、思ふ。

#### △神武天皇御聖戦の御地方に就いて（長髓彦）

皇軍孔舍衙坂敗戦の怨を思ひ「吾々は日の神の裔なるに、日に向ひて戦ふは不吉なり。故に賤奴のために傷けらる、今より迂回して日を負ひて戦はん」と五瀬命が仰せられて、紀伊路に大迂回せられた。神武天皇その後、菟田の兄猪を平げ、磐余の弟磯城を始め八十梟帥等を或は降し、或は誅し、最後に十二月癸巳朔丙申皇軍は長髓彦の軍と再度の戦となつたのである。然し激戦にてたやすく撃破する事の出来ない皇軍の痛憤や思ふ可しである。

|| 復、長髓彦を攻む、連戦利あらず。皇軍甚だ苦しむ。金色の靈鷲あり、飛び來りて天皇の御弓の弭に止まりその鷺光擘煜きて、狀流電の如し、是に由りて長髓彦の軍卒、皆迷ひ眩えて復力戦する能はず。（日本書紀）||



望 遠 山 ヤ シ キ

其後饒速日命、心から神武天皇に恭順の意を示され、長髓彦に歸順するやう勸告されたが頑迷にして教ふ可からざるを見て、遂に是を誅して歸順、忠義をたて給うた譯である。この聖戦が一体何處で行はれたかと推考する時に、長髓彦の勢力が當時、草香山を中心として、倭、北西部に據有せる事は明らかでその輩下とも見る可き、新木戸畔、巨勢祝、猪祝、土蜘蛛を、波多丘岬、和珥坂、臍見岬、高尾張に残して自ら皇軍に抗するため、菟田磯城の山中に進軍し土地不案内の彼地に向つたごも思はれず、必ず紀に見る通り、皇軍が





萩原村古文書

次に書紀に見ゆる「ハイバラ」なる地名は一体何處ならんと思はる時、南生駒村にその古地「萩原村」ありて鳥見邑の名の下に見る萩原の地に當る。尙この萩原なる地名、村名は新しく名付けられたものではなくて、天正年間の神事古記録を始め「文祿」「元祿」の檢地帖等に見え石高記載あり、小字の萩原ではなく又、名のみ残る萩原でもなく、古記に見える大和三ヶ所の萩原の一にして古名なる事を察し得らる、のである。書紀に見る「小野」の地名に就いても萩原の隣りに小平尾村古代より存し、小野、小平野を形成してゐる、榛原とは腹のやうな地形の處を開いた意味で、小墾田ハグリタ墾道の文字によりても察知さ



燈明岳遠望

長髓彦の本陣近く、即ち登美邑に攻め來られしものと推察するものである。當地方に於ても古代人唯一の武器、石鏃、矢じり等の散見出土するもの多く、必ずやこの聖戦は矢田山脈、生駒山脈の、この地方にて行はれしものと推思される。金鷄發祥の靈地として傳へらる、地の、この地方に多く見らる、も妥當の事と思ふ。當村にも金箭山カネヤと云ふ傳説地と、燈明岳と云ふ山あり、「射馬山とびがたけにし」と萬葉古歌に見える尊き地である。

△萩原村の現存より見て

る、如く、後世この語を訛りて、「ハリ原」「ハギ原」と呼ばれ、同意味なる事も學者の認むる處である。

### △靈時趾磐座を今に拜する事

#### 靈時について

靈時とは「マツリノニハ」にして祭祀法は古文書により考ふれば、磐座を以て靈時とされた事が明らかで、磐座が上代に於ける信仰遺蹟であつて、神社は多くこれに起源することが多いのである、故に靈時の存在に就いては磐座の存在有無が唯一の考證材料と見てよいと思はる。

天孫降臨の時の高皇產靈神の勅に「われは天津神籬及天津磐境<sup>イハサカ</sup>を起したて、皇孫のために齋き奉る可し」と宣らせ給うたのである。

磐境の言葉に就いては普通に「イハサカ」とよみ傳へらるゝも、古事記傳には「イハサカ」は「イハキ」と讀む可きなり。と曰はれ、飯田武郷は書紀通釋に「イハクラ」と訓む可し、「イハサカ」と

訓むは非なりと曰はれてゐる。我が南生駒村には、この磐座なるもの萩原村の古地に現存し「靈時を鳥見山中に立て」の文意に合致する人工的構築されしと認め得らるゝ、規模壯大、原始的なる磐座を有す、(九頁圖参照)

兎に角靈時における天神を祭り給ひし事は、天皇御治世中の最も重大なる行事、儀式にして、敬神崇祖の思召と、天位の繁榮無窮を祀らせらるゝ、その尊さに唯敬虔の念に打たるゝものである。

### △鳥見靈時趾説

從來より稱へらるゝ、鳥見靈時趾説を参考までに擧ぐれば左の通りである。

一、宇陀郡榛原町説 二、櫻井附近説

三、吉野小川村説 四、生駒西北部説(南生駒村磐座)等

鳥見靈時趾傳説地——南生駒村日浦奥磐座 想ふに神武天皇饒速日命のみませる地を六合の中心と  
思召され、天業御恢弘の業を大成し給ふや、書紀にある通り天神をその御東征目的の地に、磐座



を作りて御祭り給ひしものと推考さるゝのである。神武天皇國內を御平定の後宮外の衛には御伴した大伴氏之に當り宮内の護に可美眞手命の孫物部氏が當りし事を推察して、天皇が如何に饒速日命を優遇されしか、思はるものである。尙磐座の規模、あたりの地的環境、形狀等により見て古代のものたるは明らかで、この地を訪ねるものひとしくその神秘的な、崇高的存在に自ら敬虔、敬神の情の禁せざるものがある。

#### △古文書、古記録や傳説より見て

磐座の所在地、日浦なる地名も、新しき地名に非ざる事も元文五年、延享二年、元祿二年、藩士矢野氏の日記、古地圖に表はれ、日浦口に對して日浦奥の地名あり、日を背にいたゞきて神意のまゝに進まれし地なるを以て、此の名ありと今に傳へらる、又昔より祭られし事を語る古歌に次ぎの如きものあり、古代人の信仰を語る。

難波津を漕ぎつゝ見れば神さぶる

伊古麻多可禰に雲ぞたなびく（萬葉集）

伊古麻山たむけはこれやこのそらに

磐座うけて榊たてたり

（堀川院百首の中源兼昌の古歌、佐々木信綱氏考證）

この鳥見靈時趾傳稱地磐座のお祀りは、毎年四月十三日（以前は八月十三日）村人は、法螺貝を吹いて惡氣を拂ひ參拜してゐる、參拜道も以前は自然石をもつて石段を設けられ、十數年前までは尙四五町も續き見受けられしも、その後生駒石の搬出多くして見失ふに至る、今尙通稱「石段ガタ」の地名残り。

今回（昭和十四年一月）區有文庫を調査せし處、神社奉仕の年番を逐年記録した古文書が現れ、小平尾萩原の古代祭祀、遺構を中心として鳥見靈時考證地の關係記録でないかと思はるゝもので、この古文書は寛永年間から、明治初年に至る約三百年間に亘つて區民が交代で神社に奉仕した事が分るものである。（お祭の期日や、座の關係より見てこの記録は他の神社等に關するものでないといふ確證を有す）尙この磐座を有する土地には、不思議に神武天皇に關する諸傳説、古老によりて純

朴に傳へらる、もの多く、傳説についての價値は、ともかくとしてその土地々々の古代人の純情を思ふ時、必ずや史的考證に捨て難き一條件たるものと思ふ。その二三を挙げれば、次ぎのやうである

○はたかけ松　磐座附近（下二三町）の處にありて山背に聳えありしも、明治四十年頃枯損したるを以て今は無きも、地番名にも明らかに残り、神武天皇御東征の砌、御旗をかけ給うたものと傳へらる、參拜道中腹のことなれば信仰の目的となつたこと、思はる。

○すがたみ池　磐座下に清水の湧出する地あり、その水の流れ入る古池にして瓢箪の形をなすがたみ池の名稱あり、神武天皇御姿を寫し給へる池、御身を淨め給へる池と傳へらる。

○あけの森　萩原の地にあり、神武天皇群臣を集めて御馳走せられし處、或は御征伐の時、此處にて夜が明けた處と傳へらる。

○ごんび石　平群村にありて神武天皇お祭の後、この岩に立ちて國見をされたと傳へらる。  
（磐座より約十町南）

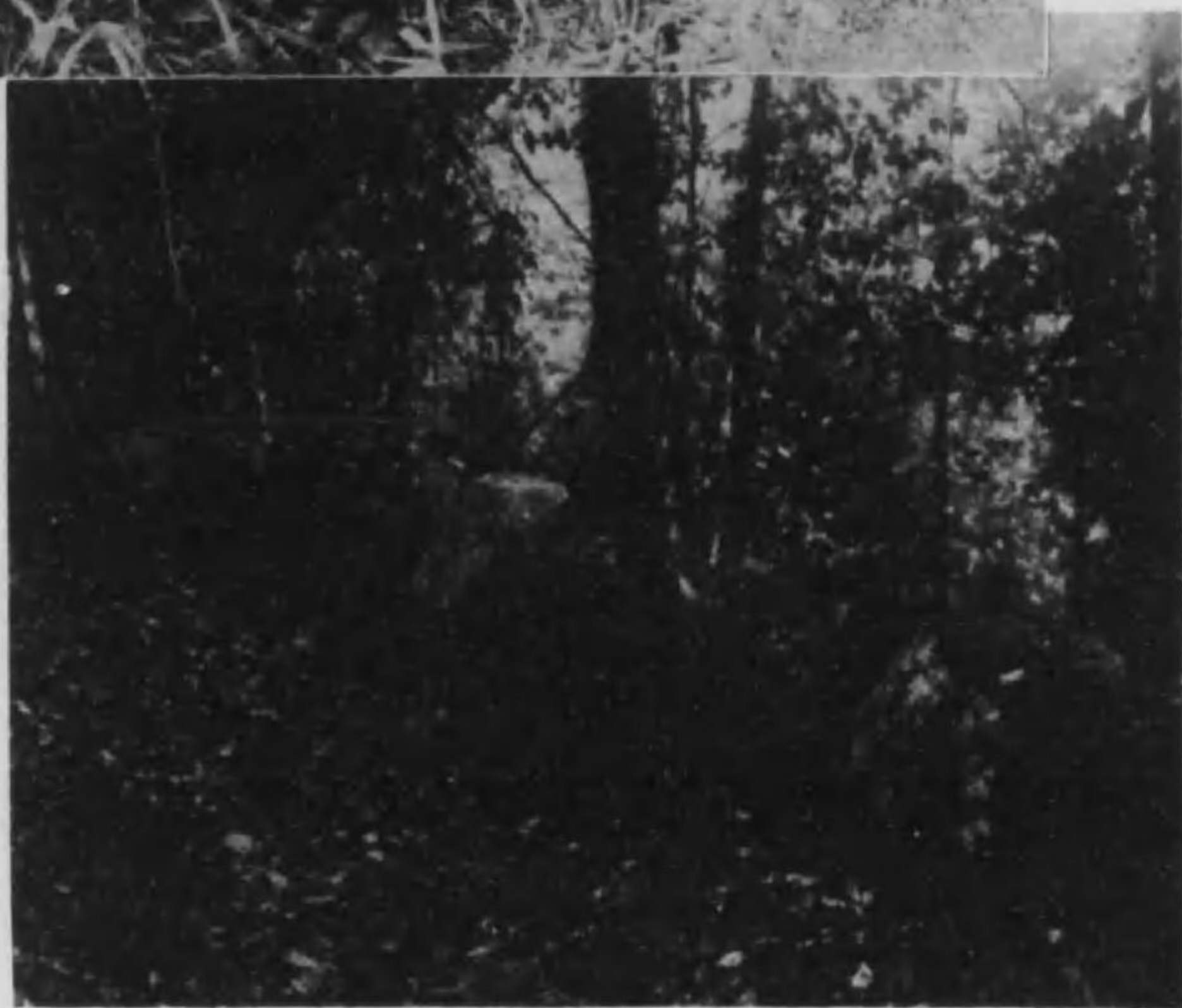
○神田川　靈時に供へる御米を作つた神饌田のあつた處と傳へられ、磐座附近を水源とす

る、その他くまはやとの森、七つ井戸、はい上り等ありて何等關係なき地を附會して唱へるものではないのである。

今、鳥見靈時傳説地、磐座に參りて、太古を偲べば、北に生駒の靈峰、近くに聳え、その背後に浪速の津、遙かに足下に思出深き孔舎衝直越あり、後には大和青山四周の中洲ありて、大和三山を見その地に檀原神宮を遙拜し得る景勝の地、御東征の御苦心を偲び一層の欽仰を覺ゆるものである。

#### △當地方出土品の示す古代文化より見て

以上靈時趾について、種々の方面より考察し大要推察し得るものと思へども、之を一面、土地の示す遺物、即、考古學的立場より一應その土地の古代文化の吟味と云ふ事が又、極めて逃す可からざる重要々件であると思はれる。この點に就いて當地方の出土品を見るに北西トビ岳、別院、小平尾オウダ等の地より彌生式土器、祝部土器の出土するあり、特に今日迄の踏査によれば靈時陞山麓の小平尾より出土する土器は、唐古遺跡に見るが如きものにて、古代文化の様子を如實に



構 遺 垣 シ シ

物語り、その他石鏃、矢じり等の散見するあり、何としても二千六百年の太古に於て古代人の住居せる事を認め得らるゝものと思ふ（七頁参照）

### △三里に亘る「シシ垣」の存在

生駒山中腹、或は山上に約三里に亘る「シシ垣」と稱するものあり、石にて構築された部分と、土壘にて築かれた處とあり、現在はその上部の失せる處あるも、然しその痕跡は、明らかに存在を物語る。傳説によれば長髓彦の居城史蹟として傳へらるゝも又一説には磐座をとりまく磐境なりと考へらるゝ點ありて、史上何ものかの神秘的な謎のものである。（寫眞参照）

### 三、聖蹟顯彰の念願

私達はどこまでも正史とさるゝ古事記、日本書紀を中心として考證するの大切さを感じるが故に右の如く記、紀を根本として、古代史跡の實際諸相に涉りて調査せしところ、當村南生駒村には古

來より言ひ傳へらる、鳥見靈時趾「磐座」の現存してゐることや、土地は上古の長髓彦の據れる鳥見の山中しかも日本書紀に見る萩原の地、尙神武天皇御東征の御目的の饒速日命の古地等を考へる時、鳥見靈時趾として、最も條件は具備せるものなりと信するが故に、廣く天下の人士に知らせ、考證を俟つと共に、皇紀二千六百年の記念すべき祭典を控へ、聖蹟顯彰欽仰の念一段深きを覺ゆるものである、豈て附會して聖蹟の神聖を傷け、聖蹟を壟斷せんとするものではない、暫く控へて、有識者、學者の考證を俟つて御批正御教示を懇願致す次第である。

以 上

附 記

右鳥見靈時趾傳説地ニ關シ昭和十四年二月貴族院並ニ衆議院ニ聖蹟顯彰ノ請願中ノ處同年三月一日採擇サル。

304  
235

昭和十四年三月廿五日印刷  
昭和十四年四月一日發行

奈良縣生駒郡南生駒村

發行所 聖蹟史蹟南生駒村

保存顯彰會

奈良縣生駒郡南生駒村

發行人 植野吉雄

大阪市西區江戸堀南通一丁目四一番地

印刷所 林 歐文堂

304  
235

終